

# 2つの政府統計の差

経営学部 教授 鹿嶋 秀晃



企業経営を研究するには難しい部分がある。経営学の研究対象である企業は、自社の評価を高めたり、宣伝になったりする内容は積極的に公表するが、不都合な情報はできるだけ外に出さないようにする傾向がある。その1つがサービス残業と呼ばれる賃金不払い残業である。労使間で紛争となった場合に裁判の場で賃金不払いの実態が詳らかになるケースはあるが、多くの場合各社暗黙の了解事項となっていてなかなかその実態がつかめない。しかし、その概要を把握するのに政府統計が使える。厚生労働省が実施している「毎月勤労統計調査」と総務省が実施している「労働力調査」である。前者は所定外労働の延べ時間と超過労働給与の総額を各事業所に記入させるもので、各月の「実際に支払われた時間」が出てくる。後者は企業を介さない世帯調査であり、週あたりの「実際に働いた時間」が出てくる。それぞれ1カ月単位、1週間単位であるが、1年分を合計すれば当然同じ数字にならなくてはならない。ところが両者の間には年間で約300時間の差が存在する。これがサービス残業の概数であり、このやり方は我々の研究分野では共有された算出方法である。仮に正社員の時給を3,000円とすれば不払い額は $3,000円 \times 300時間 \times 1.25倍$ （割増分含む）で雇用者1人当たり112.5万円もの金額になる。日本人の働き方を変えなくてはならないという議論がよくあるが、まずこのサービス残業という存在をなくさない限り、現状を正しい物差しで測ることができないから、ワークシェアリングにしても、生産性向上にしても建設的な話ができない。